

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例の改正」の概要

1 条例の概要

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」は、子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、平成24年10月1日に施行しました。

本条例では、18歳未満の子どもに対し、強制わいせつ等の性犯罪を犯し、刑期満了の日から5年を経過しない者が、大阪府に住所を定めた場合、14日以内に住所等の届出義務を課しています。また、その届出について内容の確認が得られた者に対して、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行っています。

《届出事項》

氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期の満了した日

2 条例改正の概要

平成29年7月13日、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行され、監護者わいせつ及び監護者性交等罪が新設されたこと等に伴い、本条例についても一部を改正しました。

本条例に係る刑法改正の主な点は、次のとおりです。

- ① 18歳未満の児童に対し、父母などの監護者がその影響力に乗じてわいせつな行為や性交等をした場合の罰則を新設（監護者わいせつ及び監護者性交等罪）
- ② 強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交（性交等）に改め、その名称を「強制性交等罪」に変更

(1)住所等の届出義務に係る対象の罪名として、監護者わいせつ及び監護者性交等罪等の罪を追加しました。

(2)刑法の一部を改正する法律による廃止された「集団強姦等罪・集団強姦致死傷罪」並びに、罪名変更のあった罪（強姦罪など）を犯し、刑期満了後5年を経過しない者で条例改正後に府の区域内に住所を定めた者も、引き続き届出が必要です。

3 条例改正後、新たに届出が必要となった罪等

(1)新たに届出が必要となった罪

監護者わいせつ及び監護者性交等罪（未遂罪も含む）、監護者わいせつ及び監護者性交等致死傷罪

(2)罪名変更のあった罪

強制性交等罪（旧罪名：強姦罪）、準強制性交等罪（旧罪名：準強姦罪）、強制性交等致死傷罪（旧罪名：強姦致死傷罪）、準強制性交等致死傷罪（旧罪名：準強姦致死傷罪）、強盗・強制性交等罪（旧罪名：強盗強姦罪）、強盗・強制性交等致死罪（旧罪名：強盗強姦致死罪）、常習強盗・強制性交等罪（旧罪名：常習強盗強姦罪）

※未遂罪が規定されている罪については、未遂罪も届出が必要です。

4 施行日

平成29年11月13日。